

みよし市内小中学校保護者 様

令和7(2025)年11月27日
みよし市教育委員会

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の治癒証明書の取り扱いについて

日ごろは、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、治癒証明書の取り扱いについて、令和4(2022)年に文部科学省より「新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザについて、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書を求めない」旨の通知がありました。それを受けて、本市では現在、インフルエンザ及び、新型コロナウイルス感染症の治癒証明書の提出は不要とし、登校可能日を医師に確認していただくよう、お願いしています。

このたび、豊田加茂医師会の助言を受け、感染症の集団発生をより確実に防ぐため、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した際は、以下について学校にご連絡いただくことになりました。御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の治癒証明書について
・必要ありません。(変更なし)

- 2 学校への連絡について

- (1) 内容 ①発症日または診断日
 ②インフルエンザの場合は、解熱した日
 新型コロナウイルス感染症の場合は、症状が軽快した日
 ※その他、登校予定日等をお聞きする場合があります。

- (2) 連絡方法 ・電話、絆メール等
 ※学校により連絡方法が異なる場合があります。

- 3 実施日

- ・令和7(2025)年12月1日(月)以降に罹患した場合からご連絡をお願いします。

問い合わせ先

みよし市教育委員会学校教育課
電 話 32-8026